

## 誓 約 書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

働き方改革助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、下記事項を確認し相違ないことをここに誓約いたします。

- 都内で事業を営んでいる。
- 常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続して雇用している。
- 過去5年間に重大な法令違反等はない。
- 都税の未納はない。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第21条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第21条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。  
あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

\* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- 要綱における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出します。

平成 年 月 日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

印